

保存

宇宙企画課

第9回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 次 第

1. 日時 昭和50年4月16日（水）

午後2時～4時

2. 場所 宇宙開発委員会会議室

3. 議題

(1) 宇宙開発に関する基本計画について（報告）

(2) 国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会第14回会期
について

報告者

郵政省電波監理局宇宙通信開発企画課長補佐

西村 博文

4. 資料

委9-1 第8回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨

委9-2 宇宙開発に関する基本計画

委9-3 「国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会
第14会期」の概要

第 8 回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨

1. 日時 昭和 5 0 年 4 月 2 日（水）
午後 2 時～4 時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題 宇宙開発計画の見直しについて
4. 資料

委 8 — 1 第 7 回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨

委 8 — 2 宇宙開発計画の見直しについて（案）

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

〃 委員

〃 〃

〃 〃

山 県 昌 夫

網 島 毅

八 藤 東 禧

斎 藤 成 文

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

〃 〃 宇宙開発参事官

外務省国際連合局外務参事官

伊 原 義 徳

山 野 正 登

野 田 英二郎

（代理：三宅）

笠 木 三 郎

（ 〃 ：小杉）

横 田 不二夫

（ 〃 ：渡辺）

岩 田 弘 文

（ 〃 ：高谷）

気象庁総務部長

海上保安庁総務部長

石 川 昭 夫

（代理：佐藤）

郵政省電波監理局審議官

市 川 澄 夫

（ 〃 ： 〃 ）

建設大臣官房技術参事官

宮 内 章

（ 〃 ：石井）

宇宙開発事業団システム計画部

平 林 忠 夫

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 上 島 史 郎

〃 宇宙国際課長 松 原 伸 一 他

6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨について

第 7 回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨が確認された。

(2) 宇宙開発計画の見直しについて

事務局から資料委 8 — 2 に基づいて説明が行われたのち、

原案どおり決定された。

宇宙開発に関する基本計画

昭和50年3月31日

内閣総理大臣

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

近年、宇宙技術の急速な発達により、宇宙空間は、人類の新たな活動領域として登場してきており、近い将来において宇宙空間の真相の究明、開発及び利用が、学術の進歩、国民生活の向上及び産業経済の発展に不可欠のものとなることは明らかである。

このような情勢に対処するため、我が国においても関係各界の総力を結集して本格的に宇宙開発に取り組むこととし、次に掲げる方針に沿ってその開発を推進するものとする。

なお、開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和49年度決定）に基づいて行うものとする。

1. 科学観測を行う科学衛星及び電離層観測、衛星通信、気象観測等を目的とした実用衛星を研究及び開発するとともに、これらを打ち上げるためのロケットを開発する。
2. 人工衛星及びロケットの開発、打上げ、追跡等に必要な施設を整備する。特に実用を目的とした各種の衛星、これらを打ち上げるためのロケット等に共通して使用しうる大型試験施設等については可能なかぎり集中的に設置する。
3. 開発体制について、宇宙開発委員会の総合調整の下における一元化の体制を一層強化する。関係各機関は、宇宙開発委員会

の方針に沿って、その役割に応じ相互の協力を維持しつつそれぞれの体制を整備する。開発の実施の中核的機関たる宇宙開発事業団は、その機構の充実強化に努める。

4. 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行う。
5. 開発を効率的に進めるため、自主技術の育成に留意しつつ海外技術の有効な活用を図る。また、開発の推進を通じて、国際的な友好を促進する見地から、国際協力を積極的に行う。
6. 将来の宇宙開発の進展に備えて、先行研究及び関連分野の研究を総合的かつ計画的に行うとともに、人工衛星の新たな利用分野について積極的に調査を行う。
7. 開発を進めるに当たっては、人材の養成、情報流通の促進及び普及啓発に努めるほか、利用者機関の協力の確保等必要な施策を講ずる。
8. 宇宙開発には、今後多額の資金を要するので、その効率的な運用を図る。

「国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会第14会期」の概要

I 会議の開催

- 1 開催期間及び場所：1975. 2. 10～3. 7 ニューヨーク 国連本部
- 2 参加国：メンバー国 37ヶ国（実際の出席は32ヶ国）
他にオブザーバーとしてFAO. ITU. UNESCO. WHO. WIPO. ESR O
- 3 主要議題：(1) 月条約案
(2) 直接放送衛星の利用原則作成
(3) 宇宙からの地球遠隔探査に関する法的検討
- 4 作業形態：上記3つの優先議題についてそれぞれ作業部会（WG）が設けられた。
WG I：月条約案 第1週
WG II：直接放送衛星（DBS） 第3週
WG III：地球遠隔探査（RS） 第2週
- 5 次会期の予定：1976 5. 3～5. 28 ジュネーヴ

II 審議模様

1 WG I（月条約案）

- (1) 従来からの問題点：① 条約の適用範囲
② 月の環境破壊防止措置関係
③ 月の天然資源

(2) 今会期の問題点：専ら③月の天然資源に限定して審議

- (ア) 月の天然資源は「人類共有の遺産」であることを条約上定めるかどうか
- (イ) 月の天然資源に関する国際制度の設立に関する会議について

2 WG II（直接放送衛星DBS）

- (1) 作業の進展：前会期において審議されなかつた全項目について審議し、案文の作成を行うとともに前会期作成された案文についての第2読会が行われた。

(2) 基本的共同認識

- ㊦ DBS活動は国際協力をベースとして行われるものであること。
- ㊧ DBS活動を行うに際しては、受信国に対する配慮が必要であること。
- ㊨ 参加概念は重要であること。

- ㊦ D B S活動には一般国際法の適用があること。
- ㊧ D B S活動には何らかの国の責任が生じるものであること。
- ㊨ D B S活動は国家間の協議の対象となるものであること。
- ㊩ 混信等の問題はI T U事項であること。

※ なお、D B S問題は、外国むけの放送に関する規制がメインテーマであつて、国内衛星については、これとの関係において取りあつかわれているにすぎないことに注意。

また、上記の共同認識についても、それぞれのインプリケーションについては、激しい対立がある。

(3) 主たる対立点（多くは同意問題をめぐるものである）。

- ㊦ 国家主権の範囲
- ㊧ 情報流通の自由の国際法上の地位
- ㊨ 国際協力の意味
- ㊩ 参加の範囲
- ㊪ 番組規制の必要性

(4) 項目別対立点

- ㊦ 目的：D B S活動の目的を限定するかどうか。
- ㊧ 国際法の適用：国が国際法に従つて行われることを確保すべきかどうか
- ㊨ 国の権利及び利益：国の監督を要するかどうか

D B Sの利益享受者として個人を認めるかどうか。

利益を享受する形態

- ㊩ 国際協力：国際協力のインプリケーションをめぐり当然義務とするか、努力義務とするか。

- ㊪ 国家責任：国がD B S活動に対し国家責任を負い

かつ原則に従う責任を負うことにつき妥協が成立

- ㊫ 同意及び参加：国の主権はどこまで及ぶか

情報流通の自由の国際法上の地位

参加の範囲

番組の決定者はだれか。

D B Sの影響力にかんがみセーフガードが必要か。

- ㊬ スピル・オーバー：スピル・オーバーの対象範囲をどう設定するか。

② 番組内容：番組内容に関する規制が必要か。

参加ないし協議により解決できないか。

③ 不法な、不許容な放送：番組内容の規制と関連

④ 協議の義務及び権利：スピル・オーバーの場合に限定するか。

協議要請権を与えるかどうか、またその要件

⑤ 紛争の平和的解決：まず協議を行い、これにより解決しない場合に他の確立された平和的解決

（手続をとることで妥協が成立

⑥ 著作権及びTV信号の保護：保護の必要性については一致

ブラッセル条約のとりあつかい。

⑦ 国連への通報：通報内容に番組を含めるかどうか。

⑧ 通信障害：生命の安全に関する通信の優先性を規定することで合意

3 WG III (地球遠隔探査 RS)

(1) 作業の開始：RS問題は今会期より優先議題としてとりあげられた。

(2) 基礎資料：アルゼンチン提案（ラ米案）----- 条約案

仏、ソ提案 ----- 原則案

米提案 ----- ガイドライン案

(3) 中心テーマ：RS活動における天然資源の取りあつかい。

(4) 共同認識

① RS活動は人類の利益（benefit）となるよう行われるべきこと。

② RS活動は、国連憲章、宇宙条約を含む国際法に従って行われるべきこと。

③ 国際協力がきわめて有益であること。

④ RSについて計画を行う国は、国際的参加を増大させるよう努めるべきこと。

⑤ RS活動において地球の天然環境を守るための努力がなされるべきこと。

(5) 主たる対立点

① RS活動についての国際制度を考えるに当って何を主たる対象として考えるべきか。

② 国の天然資源に関する主権の限界はどこにあるか。

③ 被探査国、探査国、第3国の情報又はデータの取得について区別が必要であるかどうか。

- ㊦ R S に関する法的側面と機構的側面を併行して進めるべきかどうか、また、技術的側面についてはどうか。